

悪臭防止法の規定に基づく悪臭の規制基準

悪臭防止法（昭和46年法律第91号。以下「法」という。）第3条の規定に基づく悪臭の規制地域及び当該地域における法第4条の規定に基づく悪臭の規制基準を次のとおり定め、平成24年4月1日から施行する。

なお、関係図面は、小平市役所環境部に備え置いて一般の縦覧に供する。

1 規制地域

小平市の区域

2 規制基準

(1) 法第4条第2項各号の規定により定める規制基準を適用する区域は、1に掲げる規制地域全域とし、次に掲げるところにより区分する。

ア 第一種区域 都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号の規定により定められた第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域並びに同号の規定による用途地域として定められていない地域であって第二種区域及び第三種区域に該当する区域を除く区域

イ 第二種区域 都市計画法第8条第1項第1号の規定により定められた近隣商業地域、商業地域及び準工業地域並びにこれらの地域に接する地先及び水面

ウ 第三種区域 都市計画法第8条第1項第1号の規定により定められた工業地域及び工業専用地域並びにこれらの地域に接する地先及び水面

(2) 法第4条第2項第1号の規定により定める規制基準は、別表第1のとおりとする。

(3) 法第4条第2項第2号の規定により定める規制基準は、(2)に定める規制基準の値を基礎として、悪臭防止法施行規則（昭和47年総理府令第39号）第6条の2に定める方法により算出する臭気排出強度又は臭気指数とする。ただし、排出口の実高さが15メートル以上であって、環境大臣が定める方法により算出される周

辺最大建物の高さの2.5倍未満である施設にあつては別表第2のとおりとし、排出口の実高さが1.5メートル未満の施設にあつては別表第3のとおりとする。

(4) 法第4条第2項第3号の規定により定める規制基準は、別表第4のとおりとする。

別表第1

区域の区分	規制基準
第一種区域	臭気指数1.0
第二種区域	臭気指数1.2
第三種区域	臭気指数1.3

別表第2

区域の区分	規制基準
第一種区域	$q_t = 2.75 \times H_0^2$
第二種区域	$q_t = 4.36 \times H_0^2$
第三種区域	$q_t = 5.49 \times H_0^2$
<p>この式において、<math>q_t</math>及び<math>H_0</math>は、それぞれ次の値を表すものとする。</p> <p><math>q_t</math> 排出ガスの臭気排出強度            (単位 温度零度、圧力一気圧の状態に換算した立方メートル毎分)</p> <p><math>H_0</math> 排出口の実高さ (単位 メートル)</p>	

別表第3

1 排出口の口径が0.6メートル未満の場合

区域の区分	規制基準
第一種区域	臭気指数3.1
第二種区域	臭気指数3.3
第三種区域	臭気指数3.5

2 排出口の口径が0.6メートル以上0.9メートル未満の場合

区域の区分	規制基準
第一種区域	臭気指数2.5
第二種区域	臭気指数2.7
第三種区域	臭気指数3.0

3 排出口の口径が0.9メートル以上の場合

区域の区分	規制基準
第一種区域	臭気指数2.2
第二種区域	臭気指数2.4
第三種区域	臭気指数2.7

別表第4

区域の区分	規制基準
第一種区域	臭気指数 2.6
第二種区域	臭気指数 2.8
第三種区域	臭気指数 2.9

平成 24 年 3 月 23 日

小平市長 小林 正 則